

発掘の届出 記入のしかた

文化財保護法第93条による届出は、地下に埋蔵されている文化財（遺跡）に影響を及ぼす恐れがある**工事に着手する60日以上前に提出**することが義務付けられています。ただし遺跡の状況等によっては、文化財保護のための調査など、事前の処置にかなりの時間を要する場合がありますので、とりあえずはなるべく早めに郷土博物館の窓口にご相談ください。

表面（東京都教育長あてのほう）

☆《届出者》は、土地所有者・工事主体者（いわゆる事業主）・施行責任者（実際の施工者・工事業者）のいずれかとなります。これ以外の方からの届出は原則として受けません。また**印鑑（認印でも可）**を忘れずに押印願います。

後日この届出者に、協力依頼の文書を郵送しますので、郵便番号・住所を正確に記入してください。

また届出者と土地所有者が異なる場合は、別途承諾書が必要となります。

☆添付書類は次のものをご用意ください。

- ①届出の場所がわかる案内図 最新の住宅地図が望ましい。縮尺は問いませんが、対象となる敷地のある程度の形がわかり、かつ周辺部もある程度入っていると助かります。
- ②平面図・配置図 建築工事の場合は、敷地内のどの位置に建てるのか、基礎や配管のための掘削がどのあたりになるのかを確認できる図面をお願いします。
- ③断面図 掘削深度がわかる図面をお願いします。建物の場合は基礎断面など、無ければ矩計図でも構いません。

※なお、いずれの図面もA4判の大きさに統一してください。縮尺不同となっても構いません。

- ④土地所有者承諾書（都教育長あて） 土地所有者以外が届出者となる場合は、土地所有者が届出の事業を理解している旨の承諾書を、忘れずに添付してください。
- ⑤土地所有者承諾書（市教育長あて） 出土品について、土地所有者が権利を放棄する旨の承諾書を、忘れずに添付してください。

裏面（別記とあるほう）

☆1所在地 工事対象地の住居表示を番地まで（枝番も含め）正確に記入してください。

☆2面積 工事対象地の総面積を記入してください。（遺跡にかかる部分だけではなく、工事敷地全部の面積）

☆3土地所有者 複数の場合は、全ての方の住所・氏名を記入してください。

☆4遺跡の種類 この部分は遺跡台帳の内容を教育委員会が記入しますので、何も書かないでください。

☆5工事の目的 該当する項目を丸で囲んでください。その他の場合は（ ）内に具体的内容を記入してください。

☆6工事主体者 いわゆる事業主さんの住所氏名を記入してください。

☆7施行責任者 通常は工事を請け負った工事業者（施工業者）名を記入します。届出時点でまだ確定してない場合は“未定”でも構いません。

☆8着手予定時期 表面の届出日（厳密には東京都に到達した日）から60日以上経過しないと、着工できません。60日以内の日付が入っていると受け付けられませんのでご注意ください。また建築工事でも、建て替えなど既存建物の撤去を行う場合は、撤去工事着手が着工日となります。

☆9終了予定時期 工事の完了予定時期を記入してください。

届出書類は、東京都提出用と市教育委員会控用として、**同じものを計2部（添付書類含む、それぞれに印鑑）**を提出してください。